

(要素ごとの点数の補正)

第五条 各要素ごとの該当点数の算定において、道路又は交通機関の交通条件が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定めるところにより算定した点数を、当該要素ごとに算定した点数に加えるものとする。

一 交通機関のない部分の道路が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件により四十日以上にわたり交通困難となる場合においては、次の表の右欄に掲げる当該交通困難となる期間の区分に応じ、当該交通困難となる部分の距離に応ずる点数に同表の左欄に掲げる割合を乗じて得た点数(一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。)

(「次の表」は省略)

二 交通機関の一日の運行回数が八往復以下の場合は、次の表の右欄に掲げる当該運行回数の区分に応じ、当該運行回数が八往復以下の部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表第一及び別表第二中船着場までの距離の要素の交通機関のない部分の点数に次の表の左欄に掲げる割合(当該学校が普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)別表第四(3)に定める三級地及び四級地の地域に所在する場合にあつては、当該割合にそれぞれ十分の一を加えた割合)を乗じて得た点数(一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。)

(「次の表」は省略)

三 交通機関が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件により六十日以上にわたり休止する場合においては、次の表の右欄に掲げる当該交通機関が休止する期間の区分に応じ、当該交通機関が休止する部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表第一及び別表第二中船着場までの距離の要素の交通機関のない部分の点数に次の表の左欄に掲げる割合を乗じて得た点数(一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。)

(「次の表」は省略)

2 駅又は停留所までの距離の要素における該当点数の算定において、当該学校から最短の距離にある駅又は停留所が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件により六十日以上にわたり閉鎖される場合においては、当該閉鎖される駅又は停留所から最短の距離にあつて開設されている駅又は停留所までの距離について、前項第三号に規定する算定方法に準じて算定した点数を、当該閉鎖される駅又は停留所までの距離に応ずる点数に加えるものとする。

(調整点数)

第六条 当該学校において、飲料水を主として天水又は川水等から求めなければならない場合で、次の各号に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められるときは、当該各号に定める点数を調整点数とする。

一・二 (略)

2 当該学校の所在する地域における自然的、経済的、文化的諸条件が次の各号の一に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められる場合においては、当該各号に定める点数を調整点数とする。

一～三 (略)

四 当該学校において、電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第二項第七号から第十号に規定するサービス及びそれに相当するサービスが提供されていない場合は五点

五 当該学校において、携帯電話を通話のために使用できない場合は五点

3 当該学校に勤務する教員の数が、三人以下である場合は二十点、四人又は五人である場合は十点を調整点数とする。

4 当該学校が分校である場合において、本校との距離(交通機関を利用しうる部分の距離については、当該距離に二分の一を乗じて得た距離)が、十二キロメートル以上の場合は十点、八キロメートル以上十二キロメートル未満の場合は五点を調整点数とする。

第六条の二 当該学校から人口三万人以上の市町村の市役所又は町村役場の所在する地点までの距離が四十キロメートル未満の場合は、当該学校が所在する地域の実情に応じて、三十点以内で都道府県の教育委員会又は人事委員会が定める点数を調整点数とする。

(級別の指定の特例)

第七条 隣接して設置されている小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程であつて、各学校について算定された合計点数が異なる場合にあつては、これらの学校については、第三条の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によつて級別の指定を行うことができる。

(へき地手当の額)

第八条 第三条第一項又は第三項の規定に基づき指定されたへき地学校に勤務する教員又は職員(以下「教職員」という。)に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額にこれらの規定に基づき指定されたへき地学校の級別に応じ、百分の二十五を超えない範囲内で定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 第三条第二項又は第三項の規定に基づき指定されたへき地学校に準ずる学校又は共同調理場に勤務する教職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、第三条第一項又は第三項の規定に基づき一級をして指定されたへき地学校に勤務する教職員に支給するへき地手当について前項の規定により定める支給割合に満たない範囲内で定める支給割合を乗じて得た額とする。

(へき地手当と地域手当との調整)

第九条 当該地域に所在する学校又は共同調理場に勤務する教職員に対し地域手当(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の三の規定に相当する条例の規定による地域手当をいう。以下この条において同じ。)が支給される地域に所在するへき地学校又はこれに準ずる学校若しくは共同調理場に勤務する教職員には、地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

別表第一 陸地用基準点数表

要素	細分	点数																									
		2キロ メートル以上 4キロ メートル未満	4キロ メートル以上 6キロ メートル未満	6キロ メートル以上 8キロ メートル未満	8キロ メートル以上 10キロ メートル未満	10キロ メートル以上 12キロ メートル未満	12キロ メートル以上 14キロ メートル未満	14キロ メートル以上 16キロ メートル未満	16キロ メートル以上 20キロ メートル未満	20キロ メートル以上 24キロ メートル未満	24キロ メートル以上 28キロ メートル未満	28キロ メートル以上 32キロ メートル未満	32キロ メートル以上 36キロ メートル未満	36キロ メートル以上 40キロ メートル未満	40キロ メートル以上 44キロ メートル未満	44キロ メートル以上 48キロ メートル未満	48キロ メートル以上 54キロ メートル未満	54キロ メートル以上 60キロ メートル未満	60キロ メートル以上 66キロ メートル未満	66キロ メートル以上 72キロ メートル未満	72キロ メートル以上 80キロ メートル未満	80キロ メートル以上 86キロ メートル未満	86キロ メートル以上 92キロ メートル未満	92キロ メートル以上 98キロ メートル未満	98キロ メートル以上 104キロ メートル未満	104キロ メートル以上 110キロ メートル未満	110キロ メートル以上 120キロ メートル未満
駅又は停留所までの距離	交通機関のない部分	2点	4点	6点	8点	10点	12点	14点	16点	20点	24点	28点	32点	36点	40点	40点	40点										
旧総合病院までの距離	交通機関のない部分	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	交通機関のある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12
病院までの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
診療所までの距離	交通機関のない部分	1	2	4	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	交通機関のある部分	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
高等学校までの距離	交通機関のない部分	2	4	7	10	13	16	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	交通機関のある部分	0	2	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
郵便局までの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
市町村教育委員会までの距離	交通機関のない部分	2	4	6	10	13	16	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	交通機関のある部分	0	2	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
金融機関までの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
スーパー・マーケットまでの距離	交通機関のない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
市の中心地までの距離	交通機関のない部分	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	交通機関のある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12
県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地までの距離	交通機関のない部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	交通機関のある部分	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	4	5	5	6	7	8	9	10	11	12	

別表第二 島用基準点数表

要素		点 数																										
本土からの月間の定期航行の回数		241回以上 300回以下	181回以上 240回以下	151回以上 180回以下	121回以上 150回以下	91回以上 120回以下	61回以上 90回以下	51回以上 60回以下	41回以上 50回以下	31回以上 40回以下	21回以上 30回以下	17回以上 20回以下	13回以上 16回以下	9回以上 12回以下	8回以下													
		5点	15点	20点	25点	30点	40点	50点	60点	70点	80点	100点	120点	160点	200点													
本土からの海上の距離		2キロメー トル以上 10キロメー トル未満	10キロメー トル以上 15キロメー トル未満	15キロメー トル以上 25キロメー トル未満	25キロメー トル以上 40キロメー トル未満	40キロメー トル以上 60キロメー トル未満	60キロメー トル以上 100キロメー トル未満	100キロメー トル以上 140キロメー トル未満	140キロメー トル以上 180キロメー トル未満	180キロメー トル以上 250キロメー トル未満	250キロメー トル以上 350キロメー トル未満	350キロメー トル以上 500キロメー トル未満	500キロメー トル以上															
		5点	10点	15点	20点	25点	30点	40点	50点	60点	70点	80点	90点															
船着場までの距離	細 分	2キロ メート ル以上 4キロ メート ル未満	4キロ メート ル以上 8キロ メート ル未満	6キロ メート ル以上 8キロ メート ル未満	8キロ メート ル以上 10キロ メート ル未満	10キロ メート ル以上 12キロ メート ル未満	12キロ メート ル以上 14キロ メート ル未満	14キロ メート ル以上 18キロ メート ル未満	16キロ メート ル以上 20キロ メート ル未満	18キロ メート ル以上 25キロ メート ル未満	24キロ メート ル以上 32キロ メート ル未満	28キロ メート ル以上 36キロ メート ル未満	32キロ メート ル以上 40キロ メート ル未満	36キロ メート ル以上 44キロ メート ル未満	40キロ メート ル以上 48キロ メート ル未満	44キロ メート ル以上 54キロ メート ル未満	48キロ メート ル以上 60キロ メート ル未満	54キロ メート ル以上 60キロ メート ル未満	60キロ メート ル以上									
		交通機関のない部分	2点	4点	6点	8点	10点	12点	14点	16点	20点	24点	28点	32点	36点	40点	40点	40点	40点									
	要素	交通機関のある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11									
																			12									
		島外に所在する場合	海上を交通する部分										陸上を交通する部分															
			1日の定期航行の回数																									
			4回又は5回	2回又は3回	1回以下																							
旧総合病院までの距離等		6点	2点	4点	6点	別表第一によって算定する。																						
病院までの距離等		6	2	4	6	別表第一によって算定する。																						
診療所までの距離等		6	2	4	6	別表第一によって算定する。																						
高等学校までの距離等		12	4	8	12	別表第一によって算定する。																						
郵便局までの距離等		6	2	4	6	別表第一によって算定する。																						
市町村教育委員会までの距離等		12	4	8	12	別表第一によって算定する。																						
金融機関までの距離等		6	2	4	6	別表第一によって算定する。																						
スーパー・マーケットまでの距離等		6	2	4	6	別表第一によって算定する。																						
市の中心地までの距離等		0	0	0	0	別表第一によって算定する。																						
県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地までの距離等		0	0	0	0	別表第一によって算定する。																						

(注)

- 本土からの月間の定期航行の回数は、年間において実際に航行した回数の平均によるものとする。ただし、時季により回数が変更される定期航行にあつては、定期航行の回数の最も少ない時季において実際に航行した回数の平均によるものとする。
- 付属島であつて直接本土との間に定期航行がない、主要島と本土との間に定期航行がある場合における本土からの月間の定期航行の回数の要素に係る該当点数の算定については、本土と主要島との間の定期航行の回数の区分に応ずる点数と主要島を本土とみなした場合における主要島と付属島との間の定期航行の回数の区分に応ずる点数とを合計して行うものとする。
- 主要島と至近の距離にあり、かつ、定期航行によらなくても主要島との交通が容易な付属島にあつては、当該付属島を主要島の一部とみなしてこの表を適用するものとする。
- 月間の定期航行の回数には、航空法第2条第18項に規定する定期航空運送事業として行われる交通の月間の回数を、一日の定期航行の回数には、当該交通の一日の回数を各々8で除して得た数(1未満の端数切り捨て)を、それぞれ加えるものとする。